



# 栃木県公報

平成25年  
3月29日(金)  
号外  
第33号

## 目次

### 規則

- 県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則の制定..... 1
- 栃木県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定..... 3
- 栃木県都市公園条例施行規則の一部改正..... 3

### 公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 4
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正..... 4
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 5
- 交番、駐在所等の名所、位置及び所管区等に関する規則の一部改正..... 5

## 規則

### 栃木県規則第十五号

県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

**第二条** 条例第四条第一項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(疲労破壊輪数)

**第三条** 条例第二十六条第二項の規則で定める基準のうち疲労破壊輪数（舗装道において、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質（以下「舗装構成」という。）が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）に関するものは、舗装計画交通量（舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び二以上の車線を有する道路にあつては、各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の一車線当たりの日交通量をいう。以下同じ。）に応じ、疲労破壊輪数を次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量（単位 一日につき台）	疲労破壊輪数（単位 十年につき回）
三、〇〇〇以上	三五、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇以上三、〇〇〇未満	七、〇〇〇、〇〇〇

二五〇以上一、〇〇〇未満	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇〇以上二五〇未満	一五〇、〇〇〇
一〇〇未満	三〇、〇〇〇

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、これに代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

**第四条** 条例第二十六条第二項の規則で定める基準のうち塑性変形輪数（舗装道において、舗装の表層の温度を六十度とし、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に一ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）に関するものは、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、塑性変形輪数を次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	舗装計画交通量（単位 一日につき台）	塑性変形輪数（単位 一ミリメートルにつき回）
第一種、第二種、第三種第二級及び第四種第一級	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇
	三、〇〇〇未満	一、五〇〇
その他		五〇〇

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、これに代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

**第五条** 条例第二十六条第二項の規則で定める基準のうち平たん性（舗装道の車道（二以上の車線を有する道路にあつては、各車線。以下この項において同じ。）において、車道の中心線から一メートル離れた地点を結ぶ、中心線に平行する二本の線のいずれか一方の線（条例第三十五条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。）上に延長一・五メートルにつき一箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平たん舗装路面（路面を平たんとなるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）に関するものは、平たん性を二・四ミリメートル以下とするものとする。

2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

**第六条** 自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合の条例第二十六条第二項の規則で定める基準は、前三条に定めるもののほか、道路の区分に応じ、浸透水量（舗装道において、直径十五センチメートルの円形の舗装路面の路面下に十五秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）を次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区	分	浸透水量(単位 十五秒につきミリリットル)
第一種、第二種、第三種第二級及び第四種第一級		一〇〇〇
その他		三〇〇

3 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第七条 条例第三十四条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 駒止め
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設)

第八条 条例第三十八条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 なだれ防止施設

(橋、高架の道路等)

第九条 条例第四十条第二項の規定により規則で定める橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならないものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(交通政策課)

栃木県規則第十六号

栃木県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県風致地区条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

栃木県風致地区条例を廃止する条例(平成二十四年栃木県条例第三十一号)の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

(都市計画課)

栃木県規則第十七号

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県都市公園条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中

6 一 万 人 プ ール

を

6 栃木県井頭公園の有料公園施設(一万入プール及びこれに隣接して設置される駐車場に限る。)

に改め、同表二十の項中

20 御用邸本邸及び駐車場

を

20 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の有料公園施設（御用邸本邸及び駐車場に限る。）

に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(都市整備課)

**公安委員会**

**栃木県公安委員会規則第二号**

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第1条関係）**

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	73	135	506	349	136	1,199	304	1,503
警 察 署	44	112	451	642	928	2,177	160	2,337
合 計	117	247	957	991	1,064	3,376	464	3,840

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第三号**

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則**

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 捜査の支援に関すること。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(捜査支援室)

**第二十五条之二** 刑事総務課に捜査支援室を附置する。

2 捜査支援室においては、前条第三号及び第六号に掲げる事務を行う。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(検視官室)

**第二十六条之二** 捜査第一課に検視官室を附置する。

2 検視官室においては、前条第六号に掲げる事務を行う。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第四号**

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。別表第四の十二の項の次に次のように加える。

十二の二	一般国道百二十一号	芳賀郡益子町大字塙千四十八番から同町大字益子二千七百五十六番二まで
------	-----------	-----------------------------------

別表第四の十三の項の次に次のように加える。

十三の二	一般国道百二十三号	芳賀郡芳賀町大字西水沼四百八十二番八から同町大字与能二百十九番一まで
十三の三	一般国道百二十三号	芳賀郡茂木町大字坂井九百二十三番一から同町大字増井百八十番二まで
十三の四	一般国道百二十三号	芳賀郡茂木町大字茂木千三百十五番二から同町大字神井四百八十六番一まで

別表第四の十六の項中「同市寺内七百九十番十」を「芳賀郡益子町大字塙千四十八番」に改め、同表二十八の項中「大字石末千九百六十五番一地先」を「大字花岡百七十六番一」に改め、同表三十四の項中「犬塚二丁目七番七」を「大字出井九百五十一番三」に改め、同表三十五の項中「東横田町六十三番三」を「川田町七百六十四番一」に改め、同表三十六の項中「宇都宮市東谷町四百九十六番九」を「河内郡上三川町大字上三川二千二百番一」に、「同市東谷町二百五十二番」を「下野市三王山四百八十四番一」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第五号**

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則**

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表一交番の部小山警察署の款城南交番の項中「東城南五丁目の一部」を「東城南五丁目」に、「西城南六丁目の一部、西城南七丁目の一部、大字犬塚の一部、大字横倉新田、大字横倉、大字向原新田、大字雨ヶ谷新田」を「西城南六丁目、西城南七丁目」に改め、同款城東交番の項の次に次のように加える。

犬塚交番	小山市大字犬塚	小山市のうち大字犬塚の一部、大字中久喜、中久喜一丁目、中久喜二丁目、中久喜三丁目、中久喜四丁目、中久喜五丁目、大字塚崎の一部、大字横倉新田、大字横倉、大字向原新田、大字雨ヶ谷新田、大字雨ヶ谷、犬塚一丁目、犬塚二丁目、犬塚三丁目、犬塚四丁目、犬塚五丁目、犬塚六丁目、犬塚七丁目、犬塚八丁目
------	---------	---

別表二警察官駐在所の部宇都宮東警察署の款道場宿町警察官駐在所の項中「竹下町」の下に、「ゆいの杜一丁目、ゆいの杜二丁目、ゆいの杜三丁目、ゆいの杜四丁目、ゆいの杜五丁目、ゆいの杜六丁目、ゆいの杜七丁目、ゆいの杜八丁目」を加え、同部小山警察署の款神鳥谷警察官駐在所の項及び犬塚警察官駐在所の項を削り、同部今市警察署の款青柳警察官駐在所の項中「青柳警察官駐在所」を「栗山黒部警察官駐在所」に、「日光市日蔭」を「日光市黒部」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表二警察官駐在所の部宇都宮東警察署の款道場宿町警察官駐在所の項の改正規定は、公布の日から施行する。